

3拠点の年金情報流出

専業主婦の記録確認用も

日本年金機構から流出した資料

流出情報	パスワード つきファイル数	個人情報件数(概数)	資料の内容
氏名、 基礎年金番号	6/6	1.2万	和歌山事務センターが使った届け書などの受け付け管理簿ツール
生年月日	0/248	1.9万	沖縄事務センターが使った国民年金の届け書などの受け付け管理簿
住所	1/2	67.2万	沖縄事務センターの「年金記録確認のお知らせ」文書の送付対象者リスト
	0/313	49.5万	記録突合センター(東京)の「3号不整合問題の対応」に係る対象者リスト
	0/4	1.1万	沖縄事務センターの記録突き合わせ作業に係る補正対象者リスト
	0/2	0.2万	沖縄事務センターが使った国民年金の届け書などの受け付け管理簿
	0/374	3.9万	沖縄事務センターの記録突合審査業務の管理簿
合計	7/949	125万	

日本年金機構がサイバー攻撃を受けて約125万件の個人情報流出した問題で、情報は沖縄と和歌山の両事務センター、東京の「記録突合センター」の3カ所で使われたものだった。流出した個人情報を含む資料は7種類で、949個のファイルで保存。そのうちパスワードがかけられていたのは、1%未満の7ファイルだけだった。関係者への取材でわかった。

▼31面自身を守るには、39面II流出経緯は事務センターは各都道府県に設置され、年金事務所で受け付けた申請書などを処理する。沖縄事務センターで使われた個人情報は約74万3千件が流出。全体の6割を占める。そのうち年金記録の確認に関する文書を送るための対象者が約67万2千件分にあつた。

記録突合センターは、保険料を払ったのに記録が残っていない「消えた年金」などの問題をきっかけに、コンピューターの記録と紙台帳の記録を突き合わせる作業をするために設置。その拠点となる東京のセンターで使った49万5千件の情報も流出した。会社員の夫の退職時に国民年金への変更を届け出なかった専業主婦の年金問題に関する記録の確認用に使われたものとみられる。

不正アクセス事案関係

平成 27 年 7 月 3 日
 経企指 2015-93
 年相指 2015-60
 基シ指 2015-56

文書区分			
重要度高	周知確認	要報告	緊急
○	○		○

不正アクセス事案に関する再照会等があった場合の対応方法（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	遺徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	総務課	適用課	徴収課	国年課	相談室
			◎								◎				◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	

（ブロック本部）

本部長、管理部長、総合調整グループ長

（年金事務所）

所長、お客様相談室長

目的・趣旨

お客様から情報流出の有無について照会があり、一度「情報の流出は確認されていない」旨お答えした方々について、先に回答した内容が誤っていた場合の対応方法等をお知らせするものです。

ポイント（内容）

1. 対応方法

情報流出の有無について、一度「情報の流出は確認されていない」旨お答えした方々から、情報流出の有無について再照会等があり、先に回答した内容が誤っていた場合には、早急かつ丁寧な対応が求められるため、管理職の方を中心に対応いただけてきたところです。

今後において、同様に窓口等における照会があった場合、引き続き、管理職の方を中心に丁寧な対応をお願いします。

2. 各種手続きが真正な手続きであることの確認

住所変更や年金の振込先の変更などの手続きが行われている場合は、真正な手続きであるか確認をしてください。

審査担当フェック欄

【照会先】

本部基幹システム開発部

システム開発管理グループ

担当 橋本

連絡先 03-5344-1196（直通）

訪問対象となる方への説明内容

- 先日、個人情報の流出の有無について、(年金事務所窓口又はコールセンターに) お問い合わせいただいた際、『情報の流出は確認されていない』旨、お答えしたところです。
- お客様の大切な情報であり、万全を期すために再度、詳細な確認を行った結果、先日の回答が間違っていることがわかりました。
先日の回答と異なる結果となってしまいましたことを深くお詫び申し上げます。
- 今般の不正アクセスによりあなた様の個人情報が流出してしまい、大変ご心配とご迷惑をおかけし申し訳ありません。
なりすましによる手続きが行われないよう最大限の注意を払い、万全の対応を行ってまいります。
- また、今後、基礎年金番号の変更も行うこととしておりますので、変更作業が終わりましたら、あらためて文書によりご連絡させていただきます。

ウイルス解析にかかる機構と運用委託会社との契約等について

業務委託契約書（抜粋）

（総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書及び委託する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める業務を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了するとともに、仕様書等に成果物の納入が義務付けられている場合は、その成果物を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（注）「乙」は運用委託会社、「甲」は日本年金機構のことをいう。

日本年金機構端末設備運用管理サービス等業務 調達仕様書（抜粋）

第4章 運用管理サービス業務要件

4.1.2 セキュリティ管理

受託者は、「第8章 情報セキュリティ要件」に則した情報セキュリティ対応手順、セキュリティ事故対策手順等の作成を実施する。

情報セキュリティ対応手順書（抜粋）

- ウイルスの種類、影響度について日本年金機構（機構本部職員）へ報告し、ウイルスチェックの指示をいただく。
- 感染したウイルスに対応したウイルス駆除対応を行う。